

老人保健医療

一部負担金の上限改定

四月から、七十歳以上のお年寄りが医療機関で受診した場合に支払う、一部負担金額の上限

が左表のとおり変わります。保険医療機関などで受診するときは、老人保健法の医療受給

医療機関の窓口で支払う老人保健一部負担金			
外 来		改正前	4月1日以降
診療所	または が選択	定額 1日800円 月4回まで	定額 1日850円 月4回まで
		医療費の1割 月額3,000円まで	医療費の1割 月額3,200円まで
病院	ベッド数200床未満	医療費の1割 月額3,000円まで	医療費の1割 月額3,200円まで
	ベッド数200床以上	医療費の1割 月額5,000円まで	医療費の1割 月額5,300円まで
医療費の1割を負担する病院・診療所で、院外処方を受けた場合	ベッド数200床未満の病院	医療機関で月額1,500円まで 薬局で月額1,500円まで	医療機関で月額1,600円まで 薬局で月額1,600円まで
	ベッド数200床以上の病院	医療機関で月額2,500円まで 薬局で月額2,500円まで	医療機関で月額2,650円まで 薬局で月額2,650円まで
訪問看護	または が選択	定額 1日600円 月5回まで	定額 1日640円 月5回まで
		看護に要する費用の1割 月額3,000円まで	看護に要する費用の1割 月額3,200円まで

入院の一部負担金は今までどおりです。



者証のほか、加入している健康保険の保険証も必ず窓口に掲示してください。

医療費を大切に

お年寄りの医療費は、老人保健の制度に基づいて、医療機関の窓口で支払う受診者一部負担金を差し引いた費用を、国・県・市の負担金のほか、国民健康保険やほかの社会保険などすべての保険者が保険料などの一部を出し合う拠出金で賄い、成り立っています。

この貴重な医療費を有効に利用するため、次のことを心掛け、健康な毎日を送りましょう。

- かかりつけ医を持ち、病院巡りはやめましょう。定期検診を受けましょう。栄養・運動・休養の健康三原則を守りましょう。

問い合わせは国保年金課 890 6253へ。

前橋工科大

嘱託の職員を募ります

対象「ネットワーク関連サーバー、ウインドウズ・ユニックス系コンピュータの維持管理ができる人、一人（選考）就業

時間「午前9時～午後9時の間の六時間、週三十時間程度勤務場所「前橋工科大 申し込み」4月10日 までにEメール

(jinu@maebashi-it.ac.jp)で面接は随時行います。履歴書を用意。その他「詳しくは同大ホームページ」(http://www.maebashi-it.ac.jp)を参照してください。問い合わせ「同大事務局 265 0111

14年度の市税の納付期限を守って計画的に

市税は、税の種類ごとにそれぞれ納期（納める月）が定められています。平成十四年度の納期は左表のとおりです。期限までの納税をお願いします。納める場所は、市内に本支店のある金融機関および市役所収納課・城南支所・各出張所窓口。忙しい人には口座振替が便利です。



税で街並みの整備

4月の納税

固定資産税・都市計画税第一期「4月30日まで」

市税の納期（平成14年度）				
種類	市県民	固定資産都市計画	軽自動車	国民健康保険
納期				
4月(30日まで)		1期		
5月(31日まで)			全期	
6月(7月1日まで)	1期			
7月(31日まで)		2期		1期
8月(9月2日まで)	2期			2期
9月(30日まで)		3期		3期
10月(31日まで)	3期			4期
11月(12月2日まで)				5期
12月(25日まで)		4期		6期
1月(31日まで)	4期			7期
2月(28日まで)				8期

納税するときには、納税通知書を用意して金融機関などへ。万一、納期が過ぎても納税通知書が督促状があれば納められます。

農地転用の許可

県から「農業委員会」へ

県知事が行っていた農地転用許可事務が、四月から農業委員会に移りました。なお、農地の農用地区域からの除外（農振除外）の手続きは変更ありません。事務「2 以下の農地転用の許

可および付随する事務 内容「受け付けの締め切りが毎月15日に。通常の場合で許可書の交付が翌月17日ごろに変更」問い合わせは農業委員会事務局 890 6734へ。